

南足柄市ソフトボール協会規約

第1章 名称 及び 事務局

第1条 本会は南足柄市ソフトボール協会と称する。

第2条 本会は事務局をおく。事務局は事務局長宅とする。

第2章 組織

第3条 本会は市内のソフトボール構成団体等を統括し、組織する。

第3章 目的 及び 事業

第4条 本会は市内におけるソフトボール競技を振興し体力向上と、市民の社会体育への関心を深め、よき社会人としての資質向上を目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 ソフトボール競技の普及指導に関すること。
- 2 指導者の資質向上に関すること。
- 3 ソフトボール大会の開催。
- 4 その他目的達成に必要なこと。

第6条 本会の事業年度及び会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、理事若干名、
評議員若干名、監事2名、他に顧問、参与を若干名おくことができる。

第8条 会長は本会を代表し会務を統括する。

第9条 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

第10条 会長は理事会の議を経て顧問及び参与を委嘱することができる。

顧問は会長の諮問に応じ、参与は理事長の諮問に応じる。

第11条 理事長は理事会を代表し会務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

第12条 事務局長は本会の事務作業を執行する。

第13条 評議員は各構成団体から1名あて推薦された者をもってこれにあてる。

第14条 監事は本会の財務を監査する。

第15条 役員任期は2年とし再任を妨げない、但し補充役員任期は前任者の残任期間とする。役員任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

第16条 役員選出は推薦委員会が推薦し、評議員会(総会)で承認する。

第5章 会議

第17条 評議員会(総会)は会長、副会長、理事長、副理事長、理事、評議員及び監事をもって組織し、必要に応じて会長が招集する。

評議事項は次の通りとする。

1. 予算及び決算
2. 事業計画
3. 役員任免に関する承認
4. 規約の改正
5. その他の重要事項

第18条 理事会は理事をもって構成し必要に応じて理事長が招集し会則の規定した事項及び評議員会(総会)より委任された事項を審議し執行する。

第19条 各会議は構成員の2分の1以上の出席を持って成立し、出席者の過半数以上の同意により決する。可否同数のときは議長がこれを決める。会議に出席できない場合は、会長又は理事長への書面をもち

て出席に代えることができる。

第6章 登 録

第20条 チーム・審判員・記録員・指導者は本会に登録するものとし、毎年3月末日までに更新する。

第7章 会 計

第21条 本会の経費は次に掲げるものをもってこれに当てる。

1. 登録料
2. 事業収入
3. 補助金
4. その他

付 則

1. 本会の運営に関わる次の規定については、理事会において定めることができる。
 - (1) 表彰規定
 - (2) 慶弔規定
2. 専門委員会に関する項目は別に定める。
 3. 本会の運営に関する必要な細目は理事会が別にこれを定める。
 4. 本会は神奈川県ソフトボール協会へ加盟する。
 5. その他の事項については神奈川県ソフトボール協会規約に準ずる。
 6. 本規約は平成4年4月1日より実施する。
 7. 本改正規約は令和4年3月12日より実施する。

南足柄市ソフトボール協会 賛助会員規定

(目的)

第1条 本会員は、南足柄市ソフトボール協会の目的達成のために後援する。

(会員)

第2条 南足柄市ソフトボール協会の目的及び事業に賛同し、入会したものををもって会員とする。

(会費)

第3条 会員の会費は、下記の通りとする。

個人会員 年額 1000円とする。

団体会員(会社・チーム等)年額 5000円とする。

いずれも口数の制限は設けない。

(その他)

第4条 1. 南足柄市ソフトボール協会は、会員の健康増進とソフトボール関係行事実施等に対し協力援助する。

2. 南足柄市ソフトボール協会発行の刊行物を、会員に配布する。

3. この規定は、平成21年4月1日から実施する。

推薦委員会設置規定

本会規約第15条に基づき推薦委員会を設置する。

1. 推薦委員会は本会役員任期満了に伴う役員改選時に設置する。
2. 推薦委員会は理事若干名、評議員若干名をもって構成する。
3. 推薦委員の委員長、副委員長は委員の互選による。
4. 推薦委員会は、理事長・副理事長・理事・監事の選出を行い評議員会(総会)に提出する。
5. この規定は、平成22年2月27日から実施する。

表彰規定

(目的)

1. 本協会に所属する役員(会長以下理事および監事まで)、会員(審判員・記録員・指導者)及び登録チーム・個人の業績を表彰することを目的とする。

(表彰の基準)

2. 表彰は、次に該当するものに対して行う。
 - (1) 本協会の役員として、10年以上運営に精励し、その職を退くとき。
 - (2) 県大会に出場し、優勝したチーム。
 - (3) 本協会に対して、多大の貢献があったと認められる者。

(表彰の選考)

3. 表彰の選考は、理事会で審査・決定する

(表彰の方法)

4. この規定による表彰は、表彰状(感謝状)および記念品を評議員会(総会)の席上で授与する。

南足柄市ソフトボール協会
制定 平成22年2月27日

慶弔規定

1. 本協会に所属する役員(会長以下理事および監事まで)、会員(審判員・記録員・指導者)及び登録チーム・個人で、下記内容の慶弔が認められる場合は、事象発見者が理事長に通報し、ともに処置にあたる。

2. 慶弔の種類は、次の通りとする。

種類	内 容		金 額 等	備 考
慶事	表彰	役員、会員、登録チーム・個人	表彰状及び記念品	表彰規定による
弔事 (役員、 会員の み)	見舞い	病気	5,000円	1ヶ月以上入院した場合
		風水害・火災	規模に応じて	発生時に検討する
	死亡	役員、会員	5,000円及び生花	
		役員・会員の親・配偶者	生花	同居の義父母を含む

南足柄市ソフトボール協会
制定 平成22年2月27日